

ロールズによるメリトクラシーへの対象化を再審する

西 口 正 文

Re-examination on the Objectification of Meritocracy by John Rawls

Masafumi NISHIGUCHI

構成

序

1. メリトクラシーを正義の状況および「理想理論」との関係において対象化すること—問題設定として
2. 主な先行研究の意義と限界
3. 「非理想理論」の中での要請としての格差導入
4. ロールズ『正義論』の可能態に照らしてのメリトクラシーに対する評価
5. 結びに代えて

序

各人への地位や財の割り当てを中心とする処遇のあり方に焦点を合わせて、社会構成の仕組みを原理的に対象化するとき、他に代替し得る原理を見出し難い、支配的な通用力を持つものとして、「メリトクラシー」が想定される。ここに言うところのメリトクラシーとは、(形式上の機会にせよ、形式にとどまらぬ機会の実質に及ぶにせよ、その如何を問わず、)各人の能力を発揮する機会を分け隔てなく保障した上で、発揮された能力の成果(=業績)に応じて社会経済的地位を配分する、という仕組みのことを指し示す。

この探求において問おうとするのは、(メリトクラシーを道徳上の観点から正当化できるか否か)である。メリトクラシーを、近代社会の具有し得る高度な解放性を帯びた仕組みとして肯定視する、というみかたが、一方にある。対照的に、そのメリトクラシーを否定視するみかたが、それなりの根拠を備えて、他方には存在する。対照的な見方がそのようにある、ということを示すに留まらず、メリトクラシーを肯定視する立場からの社会の仕組みの実現可能性度合と、メリトクラシーを否定視する立場からの社会の仕組みの実現可能性度合とを比べ合わせて、どちらに分があるか、というふうに問いを進めるならば、いま挙げたうちの否定的なみかたにとっての窮地が迫ってくる。その窮地とはどのような内実の窮地なのか？ 八方塞がりやで打開の見込みを持ってない窮地なのか、それとも、打開

* 人間関係学部 人間関係学科

の糸口を見出せそうな窮地なのか？ あらためてこの問いに取り組むことにしたい。

1. メリトクラシーを正義の状況および「理想理論」との関係において対象化すること——問題設定として

D. ヒューム以来、人間の生きる世界にとって逃れ難い状況の在り方としておよそ次の二つの事柄が挙げられてきた。ひとつは、資源の緩やかな稀少性であり、もうひとつは、個々のひとつの利他性に限界があること——利他性の限界——である。この二つの事柄は、J. ロールズの所論においても受け継がれている。ここで留意しておいてもよいと思われるのは、それらを前提とするならばメリトクラシーが必然的に帰結するわけではない、ということだ。ともあれこれは、メリトクラシーを対象化するにあたって重要となる一つの観点だと言えるだろう。ひとの生活にとって有益な資源が稀少性を逃れているほどに潤沢であるならば、資源の分配をどうするかということが重要な問題にはならない。また、ひとの持つ利他性が限りなく拡張して発揮されるのであれば、ひとびとの生にとっての資源需要についての公共的観点からの必要度合い——資源需要の重要性や緊急性や優先性——に応じて資源の分配が抵抗なくなされることになるから、メリトクラシーが正当化されることはない。本論文では、人間の生きる世界にとって逃れ難い状況——“正義の（≡正義にとっての）状況”とも称される——をふまえつつ、メリトクラシーを規範的見地から対象化する。

メリトクラシーを対象化するにあたって重要となるもう一つの観点として、究極においては「理想理論」との関係においてメリトクラシーを対象化すべきことになる、という観点を強調しておきたい。ここに言う「理想理論」とは、J. ロールズが『正義論』(*A Theory of Justice*) 第39節「自由の優先権の定義」中の、次のような文脈で挙げている語を、示している。すなわち、正義の理論は（その直観的理念として）二つの部分に分けられ、第一部分は理想状態を扱う理論であり、ひとの暮らしにとっての不変の制約をふまえつつ、可変的な制約については望ましい状況の実現を想定し、その状況での秩序だった社会をもたらしための原理を導出する。第二部分は、非理想状態を扱う理論であり、理想的正義構想が導出された後に案出される。秩序だった理想状態（およびそれをもたらし社会構成原理）を志向しつつ、非理想状態にあるひとたちは不正に対処しつついかにして（正しい社会構成のための）原理や方策を採択すべきなのかを問う。このような文脈である。

究極においては「理想理論」との関係においてメリトクラシーを対象化すべきだということを使い換えると、我々の生きる状況——それ自体、惰性態としての様相を呈するとともに、可変性を帯びている、そのような状況——を基にして考える場合には、非理想的状態におけるメリトクラシーへの対処方策を考えると、理想的状態におけるメリトクラシーへの対象化とを、適切に区別しつつ関係づけるところに、〈メリトクラシーは正当化されるか否か〉という問いを解く鍵が見出されるように推測される、ということになる。

2. 主な先行研究の意義と限界

ロールズはメリトクラシーをどのように対象化しているのか、という問いを中心にして

考察した示唆深い先行研究として、ここでは三つのものを採り挙げて、それぞれから汲みとれる知見を整理することにしよう。

2-1. 中村雅子「ロールズにおけるメリトクラシー批判の視点」(1991年)

メリトクラシー批判にとっての重要な視点をジョン・ロールズの所論に見出すことができる、という論旨で精力的な議論展開を示しているのが、この論文である。『正義論』の中からメリトクラシーに対する見解を探り出すための手がかりになるであろう叙述を示しながら提起される論点は、次の二つの内容に要約される。『正義論』第二章で現れる、正義の原理への民主主義的解釈において、各人にとって制御することのできない社会的状況の偶然性および自然的才能の持ち合わせ方の偶然性による影響を、取り除くという方向を採って社会的基本財の分配を行なうべきだ、とする見解を知ることができる。その見解は端的にメリトクラシーと相容れない、という論点(…第一の論点)。ただし、格差原理に関しては、社会的協働のあり方の効率性と行為者への動機づけを考慮に入れるときに、その妥当性を知ることができるようになる、という論点(…第二の論点)。このとき、分配上の格差が生じることへの許容は、高度な生産性を発揮する行為者に向けて、高度な生産性獲得のための訓練に要した費用として、また、その生産行為の効率的遂行の継続を促し奨励するための手段として、必要なものとみなされる可能性がある、と(ロールズによって)されている[中村1991: 160-161]。

ここで取り出す必要があると考えられるのは、上記の二つの論点が整合性を持つか否か、という問いかけだ。当の二つの論点の整合性の有無に向けて、中村論文においては追求されていないのであるが、この探求作業においては——本稿では——それに向けての問いかけを掘り起こし、こだわりを持ち深追いしようとする。なぜならば、その問いかけを欠くと、ロールズ流の正義の原理がメリトクラシーを原理上、批判し得ているのかどうか、という基本問題に対する評価を行ない難くなると考えられるからである。この問いかけをめぐる考察は、本論文の最終部分で展開する。

中村論文に関してもうひとつ取り挙げておくにあたいするのが、正義に適う協働システムの成果から各人の得られる利益のあり方について、ロールズの次の言説を支持して中村が述べていることだ。ロールズによる言説とはこうである。「正義に適う協働システムが公共的諸規則の枠組みとして与えられ、関係者の予期がその枠組みによって構成されると仮定した場合、自分の生活状態を向上させる見通しをもって、当該システムがそれに報いると公表している事柄を為した人々は、自分たちの予期が充たされることに対する正当な権原・資格を有している、という言い分は、一応まちがってはいない。」[T.J. 103/79, Rev. 88/139] ここには、格差原理を通じて自然的資質において恵まれたひとたちがその資質を発達させ現実化することができるような社会的協働のシステムについて、それは正義の原理に適うシステムだとして社会構成員すべての合意を得られるものと、想定されている。これが、二つ前の段落で述べた第二の論点と強く結びついているのは、見易いところであろう。

社会的協働システムの効率的作動にとって、あるいはまた、高度な資質の開発・訓練にとって、必要な限りでの格差を導入することを受け容れるが、それはメリトクラシーには結びつかないと捉えられていること、それを確認しておこう。

2-2. 黒崎勲「公正としての正義と補償教育」(1989年) および「公正としての正義と能力主義理念」(1995年)

黒崎勲による所論は、メリトクラシーを——能力主義を——批判的に乗り越えようとする議論の構制を提示した、見落とすことのできない価値を持つ、と言えるであろう。黒崎は、能力の多寡や優劣度合がそれぞれの身体にとっては必然的に「もつにあたいする」ものではなくて偶有性を色濃く帯びているものなのだ、というロールズの論点のひとつを重視して、ロールズの理説がメリトクラシー批判の理路にとって有する意義を高く評価する。その議論の運び方として重要なのは次のことだ。①供給される教育財が稀少である、という条件。②諸個人の教育財に対する要求や利害が利己的で相剋性を帯びているとみなす、という条件。これら二つの条件をふまえて制度構想を原理レベルで考えようとする際に、個体の有するはずの基本的自由を正義の第一原理としての優位性において強調すべきことを確認する。まず利他的動機づけを先行させて正義に適う社会構造を見出そうとする方法を峻拒して、利己的個人主義的動機づけから始発させようとする(……とはいえもちろん、個体に備わる能力の偶有性への感覚も働かせる)方法を探っているわけだ。こうした方法に基づいて考察するならば、その先に見出されるところの、さしあたり正義にもっとも適っていそうな理念として、ロールズの「正義の二原理」に辿り着くであろう。そのように黒崎は結論的に評価づけるのであった〔黒崎1989: 161ff. 黒崎1995: 95ff.〕。

小論における筆者の視座からはしかしながら、ロールズ流のリベラルな平等主義にはメリトクラシーとの対決点における曖昧さが、看過されるわけにはいかない。そのように言う論拠を挙げておく。第一にたとえば『正義論』においても『公正としての正義・再説』においても繰り返し見出されることとして、協働に参加する見込みのない重度障害者への処遇の正しさは如何にあればよいのか、という問いを立てるのを避けていること〔Rev.: 83-84→(邦訳)131-132頁〕。第二に『公正としての正義・再説』における財産私有型民主制に関する議論からは、協働の成果が増大・増強することを尊重している、と同時に、成果の産出に貢献する度合の高い者には(格差原理による制約を掛けながらとはいえ)貢献度合に応じた優遇を執り行なうのを(やむなくではなく)正当化していること〔J.F.R.: 148ff. esp. 158→(邦訳)263頁以降。特に278頁〕。こうしたロールズ流リベラルな平等主義における、メリトクラシーとの対決の中心点での曖昧さが、黒崎の所論にも見て取られる。有益なる財の獲得をめぐる相剋性から未だ解放されていない生産力水準にあって、主要には利己的個人主義的動機づけから展開させる方法を採用する場合には、ひとそれぞれの能力の多寡や優劣度合が社会正義の観点からは(もちろん本人にとっても)偶有性を帯びているという覚識がまっとうに生かされずに埋められてしまいがちになる。たとえば、労働生産性を有するとはとうてい思えないような重度障害者の生き方・在り方の自由に向けていかなる規範をかたちづくろうとするのかに真正面から向き合うかたちでは、ロールズと共に、黒崎の所論は語り得ていないわけである。

とはいえ、ロールズによる思考脈絡を活かそうとする黒崎の所論の特質を、ここでもう少し立ち入って見ておこう。最も注目されるべき点として、利他的動機づけを先行させて正義に適う社会構造を見出そうとする方法を峻拒して、利己的個人主義的動機づけから始発させようとする方法を探っている点が、注目される。そこからもたらされるのは、メリトクラシー批判の理路にとってロールズの理説がどれほどの射程を有するかに関する下記

のような把捉だ。

補償教育政策などの「結果の平等」を標榜して精力的に取り組まれた教育の機会均等政策によっても是正することのできない社会的不平等に対して、別の正当化の原理を提出したところにロールズの原理の独自の意義があった。すなわち、能力の差異につきまとう社会的偶然性を完全に除去することは不可能であり、かといって、人々間の能力の差異を無視したり、才能のあるものの能力を平均的なレベルにまで減少させることも無意味である。問題は、能力主義の病理現象を批判しつつ、特定の枠組みのなかで、能力に恵まれた者が「自らの生来の資質に対する権利」を基本的自由の一つとして完全に保護され、「(そのルール)にしたがって得ることのできるものは当然得る資格がある」といえるような、公正な体系のルール、社会制度の基本原則を創案することである。[黒崎 1995: 100]

「公正としての正義」と銘打って提起されたロールズの理説は、メリトクラシーの病理現象の最深部を貫く論理を批判し乗り越えることのできるものだ、と捉えるわけである。このような捉え方をふまえて、ロールズ流の「公正としての正義」への高い評価が、とりわけこの理説全体の中での配置において持つ「格差原理」の重要性に力点が置かれるかたちで、次のように示されている。

ロールズが格差原理によって強調することは、この原理に基づく社会生活が、生来の資質に対する個人の意識を変革し、タレント・プーリングの概念を自発的に受け入れる社会意識を形成することになるというダイナミズムであった。そして、タレント・プーリングの概念がこのような筋道で理解されるとき、格差原理は第一原理の保障する基本的自由を損なわず、能力主義的傾向を批判しうる社会意識を生み出す制度原理として、本来の機能をはたすことになるといえよう。この原理は、能力主義の理念に代わって、今日われわれが構想しうる最も有力で、実現可能性のある社会制度原理であるといえるのではないだろうか。[黒崎 1995: 114]

要するに、正義の二原理によって統制された公的な法・制度が形成されることになれば、その下での社会生活が個人の意識変革を促し、相互性・互惠性を帯びた便益の享受のための可能性条件が生み出される。このようなダイナミズムが強調されているわけだ。ロールズによって差し出された格差原理に対するこのような黒崎の高い評価を、そして含意の読み込み方を、ひとつの大切な見解として踏まえてよいであろう。

2-3. 児島博紀「ロールズのメリトクラシー批判」(2015年)

この論文ではじめに立てられる問いは、「『真の機会の平等』とは何か」というものである。形式的な機会の平等には不平等を拡大しさえする性質が随伴すること、および、平等主義の立場を貫くことには「レベル下げ」の難点が随伴すること。それらをふまえて、「真の機会の平等」を、教育機会の平等ということのあるべき姿に焦点を合わせて、問おうとする探求角度が表示されている。こうした探求角度に関連づけるかたちで著者は、メリトクラシーに対するアンビヴァレントな態度を取ると述べている。すなわち、「それが (=

形式的な機会の平等が) 近代の自由と解放の理念としての価値を持つことは否定し難い。それゆえ本稿の狙いは、メリトクラシーに一方で近代の解放理念としての価値を、他方でそれに伴う難点を認めることで、後者を回避しつつ前者の理念を継承し発展させる方途をロールズに見出すことである」[児島2015: 37-38]。これに関連づけつつさらに注目してよいのは、「自由と平等の二項対立を強調する」ことに纏わる難点を回避することができるように、「実効的自由の促進という観点からロールズを読み直すことで、機会の平等を追求する意義の問い直しを行いたい」[ibid. 40]、と方向づけされていることである。

こうした探求角度や方向づけに関する記述の後に、ロールズによる所論がメリトクラシーとどのような関係をとるのかについて、大別して二つの面から議論している。ひとつは、正義の二原理の目的は——それは特に格差原理に注目しつつ二原理の中身を問うときに見えてくることであるのだが——メリトクラシーを回避しようとするところにある、と捉えることのできる面だとして、次のように論じている。

教育機会の観点からみたとき、この格差原理は、「矯正 (redress) 原理」によって持ち出される考慮事項に重きを置く点が重要である。…… 格差原理にしたがえば、生来の才能における差異や、家族が意欲に及ぼす影響に対しては、教育資源の優先的分配による対処の可能性が示唆されることになる。……格差原理まで視野に入れば、ロールズによる教育機会の平等構想は才能や意欲において恵まれた者よりもそうでない者への教育資源の優先的分配の可能性を示唆する点で、メリトクラシーを回避しようとするものだ、ということができる。[ibid. 39]

謂う所の「生来の才能における差異」の解消、もしくは自然的生得的資質に見て取れる格差を無視できる程度にまで縮小すること、そうした制御に向けて教育資源の優先的分配がどれほどの効果を持つのか、という重要視されるべき点への疑問については、後に論及することにして、ここでは棚上げにしておこう。ひとまずは上記引用部に向けては、メリトクラシーに対する否定的方向をロールズから読み取れる論脈として、理解することもできるだろう。つまり、社会環境上の条件から生ずる不平等のみならず、生来の資質に無視し得ぬかたちで存在する不平等をも、ほぼ解消し、基礎的な資質における近似的な平等をもたらすことができる結果様態に向けて、教育資源の優先的分配がなされるべきだ、とする規範的要請。これがロールズによる「正義の第二原理」の特に格差原理から読み取れることだ、という理解のしかたである。こうして基礎的な資質における近似的な平等がもたらされるといふ結果を前提とするならば、そこにおいては、機会の平等がその機能を大いに発揮することのできる条件は整っていることになる。

ここでの著者 (= 児島) による論理を、もう少し補足するかたちで推及しておこう。ロールズが明言しているように、格差原理は矯正原理 (正義回復の原理) への考慮をはたらかせるという性質を帯びている [T.J. 100]。そしてそもそも矯正原理は、個人にとって制御することのできない災いや損失や不自由による負担をその個人に負わせて済ませるのでなく、「秩序だった社会 (well-ordered society)」における相互性・互惠性の中でその負担を共同化しようとするところに、ねらいがある。言い換えると、道徳的観点からは恣意的な要因による災いや損失や不自由を社会的に補償すべきだ、という規範の立て方をする。この規範からは、個人にとっては社会環境上の要因であろうと自然的生得的資質上の要因で

あろうと、個人の制御能を越えている限り、それら要因から生み出される不利益や不自由は、秩序だった社会での負担の共同化を通じて(可能な限り)矯正されなければならない。格差原理には、規範のこの原則が含まれている。だが、この原則だけに尽きるのではなく、不平等が限定された条件下で受け容れられる。すなわち、最も不遇な者にとっての期待便益を最大にするために必要である、という条件下では不平等が受け容れられる。

翻って、著者による論理においては、基礎的な資質における近似的な平等様態の実現という目標に向けて、教育資源の優先的分配がなされるべきだ、とする規範的要請が示されていたのだが、この要請によって矯正原理への考慮が払われ、その後は「真の機会の平等」のもとで生じる差異化が正当化される、とする論理が浮かび上がる。ロールズの所論に対する著者の解釈からはこうして、メリトクラシーが全面的に否定されるのではなく、ある面において生きてはたらく余地を残そうとするわけである。とはいえ、メリトクラシーとの関係づけのこの面では、いまだ消極的な受容の余地が示されたにすぎない。

次に著者はロールズによる所論から探り出すことのできる、メリトクラシーとの関係の採り方としてのもう一つ別の面を、示している。ロールズによるその所論とは、公正な機会の平等を保障することの意義についてのものであり [T.J. 101]、次のように論じている。「ここに読み取れるのは、機会の保障のあり方が、自己実現や文化の享受、社会参画を制限ないし可能にする形で、個々人の自由の実効化を左右する関係性に他ならない」[児島 2015 : 42]。そして、公正な機会の保障のもつこのような意義は、「平等主義」には還元され得ないものと強調する。ここに言う「平等主義」とは、D. パーフィットによる、「ある人々が他の人々よりも不遇であるならば、それはそれ自体で悪である」[Parfit, D. 1995: 84] という定義を以って表わされる立場のことである。この立場と対比して著者は、公正な機会平等の意義の核心を、「(形式的自由と対比される) 実効的自由の促進という指針に求める」と表現している。ここに言う「実効的自由の促進という指針」の意味する内容をまとめるかたちで、「公正な機会の平等の保障や教育資源の優先的分配は、(教育を受ける形式的自由の制限要因の除去を通してさらに) 能力の欠如という制限要因を除去することで、実効的自由を促進するものとして理解できるのだ」、と著者は主張している [児島 2015 : 42-43]。この主張を、ひとつ前の段落で考察したこととつなげて考えるならば、次のように推測できるのではないだろうか。すなわち、主として教育資源の優先的分配を通じて基礎的な資質における近似的な平等様態を実現させた後の段階では、各人の自己実現や文化の享受や社会参画に向けての各人による能力の発揮が肯定視され、そしてそれにとどまらずさらにはその成果の自己所有が肯定視される、という内容を、実効的自由の促進という表現を以って述べているのであろう、と推測することができそうである。

そのような推測の妥当性度合を測るにあたって、著者がこの論文のまとめの件で次のように力説していることに、注目してよいだろう。「ロールズの機会の平等構想は、メリトクラシーの積極面を一步進めて自然的・社会的偶発性の双方の影響を視野に入れ、自由の制限要因の除去を通し、各人に対して別の生涯の見通しやその可能性を開こうとするものだと理解できるのだ。」[ibid. 43] 各人にとっての実効的自由を促進するために自然的偶発性と社会的偶発性の作用を視野に入れる必要がある、という認識を持つことはたしかにできる。しかし、その必要性を認識することとメリトクラシーの積極面を進めることと、これら双方を整合する内容をもって理解できるかと問うと、そこには困難が生じる。自然

的偶発性と社会的偶発性の作用——道徳的観点から見て取られる恣意性の作用——を視野に入れつつ自由の制限要因を除去しようとするためには、偶発性もしくは恣意性の不運にさらされたひとに向けたケアが、秩序だった社会としての相互利益や互恵性重視の観点からまず必要とされるのではないのか。その方向を採って考えるのが、ロールズによる所論（特に『正義論』）からの汲み取り方としてはより適切なのではないだろうか。ここに生じる疑念を掘り下げて考えるために、(a)道徳的観点から見て取られる恣意性の作用にいかに対処すべきか、(b)ロールズの所論はひとの行ないの負うべき責任を問うのか否か、(c)多元的な価値尺度および多様な善とメリトクラシーとの間には整合可能性を見出せるか否か、(d)自然的生得的資質に見て取れる格差を無視できる程度にまで縮小するという制御に向けて教育資源の優先的分配がどれほどの効果を持つのか、という四つの項目を立てて論じることを試みよう。

(a)道徳的観点から見て取られる恣意性の作用にいかに対処すべきか

『正義論』第二章「正義の諸原理」での叙述に対しては、道徳的観点から見て取られる恣意性が作用するかたちで各人の所有が決まることが正当化できない、という内容を持っていると理解できる。「自然本性的自由の体系」→「リベラルな平等」→「民主主義的な平等」¹⁾という流れを進むにつれて、道徳的恣意性の作用する余地が減ることになっているのであるから。しかしその作用を限りなく零にすることのみをもって正義の原理の到達目標とするのではなかった。望ましき最終段階に位置づく「民主主義的な平等」においては「格差原理」というかたちで不平等を受容する余地を認めているのである。それは、「矯正原理」だけで事足りるとするのではなく、社会的協働の成果総体を大きくすることの必要性が同時に認識されているからだ、と推測される。この不平等を受容は、社会の究極的な理想状態に達している段階での（財の）分配を考えているのではなく、むしろ理想状態への移行を促すために非理想状態ではいかなる分配原則が必要となるか、という立場から導き出されている、と想定される。つまり、道徳的観点から見て取られる恣意性の作用に向けての非理想状態における対処の妥当な在り方として、格差原理を含む正義の二原理が示されている、と考えられる。

(b)ロールズの所論はひとの行ないの負うべき責任を問うのか否か

道徳的観点から見て取れる恣意性の作用域はどうであるのか、という点を考えようとすると、困難な問題が待ち構えている。その恣意性の作用が及ばない、ひとの制御が十全になされる事柄とは、どうであるのか、という面から考えても、同じ困難にぶつかる。とはいえ、あらゆることが道徳的観点から見て取られる恣意性の作用によって翻弄されているのかと問うならば、そうではないと答えることができるだろう。ロールズの所論においては、例えば刑法上の帰責性を問題化する場面においてみられるように、応報原則が生かされるべきだとする規範的方向が採られている [T.J. sec. 48]。つまり、ひとの行ないの負うべき責任を問うことができるし、問うべきでもある、とされている。

(c)実効的自由の促進のための「真の機会の平等」とメリトクラシーとの間には整合可能性を見出せるか否か

著者 (= 児島) は、ロールズによる機会の平等構想から汲み取ることのできる「真の機会の平等」——実効的自由の促進のための機会の平等——が「自然的・社会的偶発性の双方の影響を視野に入れ、自由の制限要因の除去を通し、各人に対して別の生涯の見通しやその可能性を開こうとするものだ」と理解できる」[ibid. 43] と論じていた。そこで言われる実効的自由の促進ということの意味する内容が明確ではないのだが、あり得るひとつの解釈としては、各人にとっての多様な善の追求が多様な価値尺度をもって図られていくことを意味している、という解釈が浮上する。もしそうであるならば、そのことがメリトクラシーとどのように整合するのかという点では、疑問が残るというだけでなく、いっそう深刻化する。あり得るもう一つ別の解釈としては、各人にとっての善の追求という意味合いでの実効的自由の促進が、その結果において得られる成果の自己所有を肯定する、という脈絡で（実効的自由の促進ということの意味内容が）考えられている、というように解釈する筋道が浮上する。このとき同時にまた、自己所有される成果の度合いに格差が存在するものと考えられている、とする解釈も可能だ。この場合には、実効的自由の促進のための「真の機会の平等」とメリトクラシーとは、整合することになるだろう。

(d)自然的生得的資質に見て取れる格差の縮小に向けて教育資源の優先的分配がどれほどの効果を持つのか

著者の議論の中には、教育資源の優先的分配はひとつの自然的生得的資質に見て取れる格差を無視できる程度にまで縮小するという効果を持つ、と想定されているかのように推測される論脈があった。その点に関して検討を加えることにしよう。ロールズによる所論からはそのように想定することができない。教育資源の優先的分配の持つ効果は限定されたものにすぎない、と考えられている [T.J. sec. 17]。もし著者が、公正さを十全に備えた「真の機会の平等」のもとではロールズの考えた程度よりもいっそう強く積極的な取り組み方として教育資源の優先的分配がなされることになると仮定しても、そのことがひとつの自然的生得的資質に見て取れる格差を無視できる程度にまで縮小する効果を持つと考えることには無理が伴う。教育資源の分配上の適切さという観点からも、成果の総体が低下することになるだろう（教育成果総体のレベル低下に終わるだろう）。

そもそもこの論脈が現われてくるのは、各人にとっての実効的自由を発現させるのを保障できるような——メリトクラシーの持つ解放理念としての価値を生かせるような——内実を、教育機会の平等に与えようとするところにあった、と推及される。実効的自由の発現のための基盤を確保できれば、メリトクラシーへの活路も開けるのである。しかし、各人の自己所有するかたちでの実効的自由ということは、叶わぬ夢に留まる。自然的生得的資質の（優劣としての）差異に立ち現われる偶発性——運という恣意性——に対して、教育資源の優先的分配の持つ制御力は、微弱である。

3. 「非理想理論」の中での要請としての格差導入

正義の二原理の中に格差の存在する場が与えられ、またしかるべき条件下で格差が機能

することが許容されている。そのことの持つ意味を、ロールズによる所論から離れないように留意しつつ、探求することを試みよう。

『正義論』第二章「正義の諸原理」で根幹をなしている理路に忠実であろうとする場合には、正義の二原理の中に格差の存在する場が与えられ、またしかるべき条件下で格差の機能することが許容される、ということに向けては慎重に検討する必要があることになる。道徳上の観点から見て取られる恣意性とは峻別される、行ないに対して負うべき責任の果たし方度合いに応じて報いるところから出来する格差であれば、疑念なく受容できる。格差原理の含意はいま述べたそのことにほかならない、とする解釈もひとつの可能性としてはあり得るかもしれない。社会的基本財の分配のあり方が基本としては平等分配で、そのうえで協働体系の中で担う仕事の負担度合いが他の仕事の（あるいは平均としての仕事の）負担度合いに比べてより大きかったり小さかったりする場合に限り、分配上の格差が生じる、とする解釈だ。

ロールズの所論からは、特に『正義論』第三部「諸目的」からは、上記の解釈とは別様の解釈が生まれ、そちらの方に沿ってロールズの所論の全体は展開されているように思われる。それは、「無知のヴェール」という装置が——原初状態で正義の諸原理を決定し契約するために参集したひとたちの中の特定のひとが有利や不利になるのを避けるための装置が——排除することのない一般的事実の一つとして、格差を導入するという解釈である。その解釈について、大まかには次のように描くとしても、それほど的外れにはならないであろう。社会的協働の体系を組み立てる分業においては事実上、その分業構造上の各部署ごとに地位や所得などの格差の存在が前提視され、そうした地位や所得などの面から最も不遇なひとたちにとっての便益をより大きくすることは、より恵まれたひと達にとっての便益を縮減するのではない分配の仕方を探ることなしには、成し遂げられない。そのような分配の仕方以外には、協働体系の成果を増大させることは不可能だ。このように描かれる解釈である²⁾。「人間心理の法則」[*T.J.* 137/106, *Rev.* 119/186]とも称されることの多いこの一般的事実を、無知のヴェールが排除しないということの含意については、さらに掘り下げた検討が必要となるように思われる。その「人間心理の法則」とはロールズによる所論の中で、「理想状態を扱う理論」としての理路に適合した法則というよりもむしろ、「理想的ではない状態を扱う理論」としての理路に適合した法則として理解するべきではないだろうか？

上述の二つ目の解釈を成り立たせるには、『正義論』におけるロールズによる見解に向けた、構造的な把握が必要となるだろう。というのは、正義の二原理の中に位置づく格差原理の規定についての解釈としては、二つ目の解釈の方が適切であるように考えられるからであり、その解釈は秩序だった社会の中に住まうひとの正義感覚の在り方とは距離を置く内容のものだ、と考えられるからである。一方で、道徳上の観点から見て取られる恣意性の作用から結果した有利/不利に対してはそれをなくすように社会的補償がなされ、他方で、ひとの制御可能な行ないに対して負うべき責任の果たし方度合いに応じて報いるところから出来する差異（格差）に対してはそれを認めて受容する、という対処が、秩序だった社会としての理想状態を扱う理論に適うものだ。ところが、格差原理の指し示している、ひとびとへの処遇の原則は、そのような対処とは異なる。そこでは、「最も不遇なひとたち」の暮らし向き（便益）を良くするために必要とみなされるならば、資質に恵まれた暮らし

向きのより良いひとたちにとっての（社会的協働体系へのより生産性の高い参加と貢献のための必要条件としての）誘因が作動して社会的協働の質・量を向上させることが図られる。そのことが「協働についての公正な諸条件」・「相互性という考え」として支持される³⁾。この議論の構成は、理想状態を扱う理論に適合するのか、と問うと、否定的に答えざるを得ないだろう。そこであらたに浮上する着想は、正義の二原理の中に位置づく格差原理の規定をむしろ「理想的ではない状態を扱う理論」に位置づけて解釈することだ。

ルールズによれば、「理想状態を扱う理論」と「非理想状態を扱う理論」との相違は次のように説明されている。

直観的な理念は正義の理論を二つの部分に分けることにある。第一の〈理想状態を扱う理論〉の部分は厳格な遵守を想定するものであり、また好ましい状況下の秩序だった社会を特徴づける原理を案出する。この部分は完全に正義にかなった基礎構造とそれに対応する——人間の暮らしの不変の制約下における——人びとの義務と責務との構想を展開する。私が主に関心をおくのは理論のこの部分である。第二の〈理想的ではない状態を扱う理論〉の部分は理想的な正義の構想が選択された後で捻出される。そうして初めて当事者たちは人びとをあまり幸福にしない状況下ではどの原理を採択すべきかを問うことになる。私の示してきたように、正義についての理論のこの分割〔による非理想的な理論〔……引用者による補註〕〕は、かなりの程度に異なる二つの副次的区分を有する。ひとつは自然本性的な限界および歴史的偶発性への調整を律するための原理から、もうひとつは不正義に対処するための原理から、構成されている。/正義の理論を全体的に見ると、理想的な部分は、私たちが可能であれば達成すべき正義にかなった社会の構想を提示する。現行の制度はこの構想に照らして判断されるべきであり、またじゅうぶんな理由を持たずしてその構想から離れている度合いに応じて正義に悖っていると見なされねばならない。[Rev.: 216 → (邦訳) 331 頁]

非理想的理論は、理想的理論がすでに手元にあることを前提としている。というのも、理想となるものが、少なくともその概要だけでも明確となっていなければ……非理想的理論には、問いに答える参照基準となる目的も、目標もないことになってしまうからである。[L.P.: 89-90 → (邦訳) 132 頁]

この説明に照らして、上述の「二つ目の解釈」が〈理想状態を扱う理論〉と〈理想的ではない状態を扱う理論〉のうちのいずれに適うかを考えると、後者に適うものだとあらためて確認できるだろう。正義の二原理の中に位置づく格差原理の規定についてのルールズによる所論は（その中に揺れが見られるとはいえ）、この二つ目の解釈の方が主流をなしているのであった。そしてそちらの解釈には、控えめながらも、基本財の分配に関するメリトクラティックな要素が、生産性の高い資質に恵まれたひとたちへの誘因の提供を認めるという脈絡において、見出され得るのである。

ここでしかし、注意が必要である。非理想状態を扱う理論とは、現状（＝社会の現実態）への妥協を図ろうとする性質のものなのではなくて、むしろ現状を考慮に入れつつ理想状態への到達を志向して、ひとの意識を省察するためのものだ、と考えるべきだろう。限られた利他性についての現状を考慮に入れつつ、より理想的な状態へと導くための方略として、非理想状態を扱う理論においては「二つ目の解釈」として記した格差原理が要請され

たわけである。限られた利他性という意識のありようは固定されたものではなくて、利他性発揮の限られ方は可変性を帯びている。格差原理の形象化という局面においても、メリトクラティックな要素の介在を欠くとひとびとの暮らしが成り立たなくなるわけではない。

4. ロールズ『正義論』の可能態に照らしてのメリトクラシーに対する評価

示唆に富む思考の軌跡を我々に与えてくれている、実在する『正義論』を、ここでは(『正義論』の)現実態と呼んでおこう。この現実態においてはメリトクラシーの要素が含まれていた。それは、前節で見たように、非理想状態を扱う理論における要請としてであった。この節では、むしろ理想状態を扱う方向に純化した可能態としての『正義論』の方に、視軸を向けることにしよう。

可能態としての『正義論』においては、ひとびとは秩序だった社会に暮らす中で正義感覚を我がものとし、その正義感覚が各人の在り方や生き方に作用している、道徳上の観点から見て取られる恣意性——社会環境要因の発揮する規定力の上からも自然的生得的要因の発揮する規定力の上からも見て取られる恣意性——によって基本的自由(の制度枠組み)に対する権利保障度合いや基本善の分配上の取り分に出現するところの有利/不利に向けて、反省的に補正することの必要性に気づき、補正のための対処を行なうための意識態勢が形成されている⁴⁾。つまり、その秩序だった社会でひとびとは、運(という恣意)の作用に翻弄されるべきではないとする規範を軸にして道徳判断を行なうことに、意を注ぐようになっていく。したがってひとびとはその社会においては、各人の能力を発揮する機会を分け隔てなく保障した上で、発揮された能力の成果(=業績)に応じて社会経済的地位を配分する仕組みとしてのメリトクラシーを、正当化することはない。運の作用に翻弄される仕組みとして、メリトクラシーを捉えることができるようになっていくからだ。

5. 結びに代えて

ロールズによる所論の中でひとつの集約されたかたちと見ることのできる正義の二原理に焦点を合わせて、そこに込められている規範的意味がメリトクラシーをいかに対象化し得ているのかを、批判的に解明しようとしてきた。メリトクラシーとの関連の有無が問われるのは第二原理の中の特に格差原理の含意であった。その含意をメリトクラシーとは無縁の方向に解釈する、という方途も無くはなかったのだけれども、表面化しているロールズの説明に即する限りは、メリトクラシーを受容している部分があることを認めなければならなかった。とはいえ、ロールズによるメリトクラシーの控えめな受容は、限られた利他性についての現状を考慮に入れつつ、より理想的な状態へと導くための方略として、非理想状態を扱う理論の中で要請されたのであった。その筋道を探る解釈は、道徳上の観点から見て取られる運(恣意)の作用を制御しようとする、ロールズの所論の底に流れる論旨とも整合するし、協働体系の成果を相互便益・互恵性の見地から分配しようとする、一面においては顕在化した論旨とも整合する。

こうした解釈上の筋道から考えると、「真の機会の平等」を教育資源の優先的分配に重点を置いて図ることを通じて、各人の能力・資質の発達を促し、その結果として期待され

る実効的自由の発現・展開に、メリトクラシーの持つ解放的価値的契機の政策・制度上の具象化を展望しようとする、というように要約されるところの児島論文の主張に向けては、本論文は批判的対抗的に対峙しようとした。

残された課題として、ここでは、ひとの行ないに道徳的責任をどのようにして帰着させることができるのか、という問いに対する応答のことを挙げておく。「運の平等主義」(luck egalitarianism) と称されることの多い理論的立場から、メリトクラシーとは峻別される、各人の行ないへの道徳的責任の帰着を——道徳的帰責のさせ方を——明確に説明する、という課題の存在を記しておきたいということだ。メリトクラシーを支持しないということが、各人の行ないに向けての道徳的帰責を放棄することにつながる、と考えるとすると、それは重大な誤りである。本論文での論旨との関連性を認めることのできるこの課題には、別の機会に取り組みたい。

註

※ジョン・ロールズの著作からの引用に際しては、以下の略号の後にページ数を記す。

T.J.: *A Theory of Justice*, 1971, Harvard University press

→ (邦訳)『正義論』, 矢島鈞次監訳, 1979年, 紀伊國屋書店

Rev.: *A Theory of Justice: Revised Edition*, 1999, Harvard University press

→ (邦訳)『正義論 (改訂版)』, 川本隆史ほか訳, 2010年, 紀伊國屋書店

P.L.: *Political Liberalism*, paperback edition, 1996, Columbia University Press

L.P.: *The Law of Peoples*, 1999, Harvard University Press

→ (邦訳)『万民の法』, 中山竜一訳, 2006年, 岩波書店

J.F.R.: *Justice as Fairness: A Restatement*, edited by Erin Kelly, 2001, Harvard University press

→ (邦訳)『公正としての正義——再説』, 田中成明ほか訳, 2004年, 岩波書店

- 1) ロールズの所論では、「リベラルな平等」と「民主主義的平等」の間に「自然本性的貴族制」がさしはさまれて説明されているのであるが、それに言及することの必要性がここでの論脈においては認められないので、言及を省く。
- 2) このように描かれる解釈については、『正義論』第13節および第17節に表われている。さらにまた、第48節「正当な予期と道徳上の功績」最終部においては、道徳的真価を問うこととは識別されるべき「経済的・社会的な相対的利益の分配」のあり方を問うという論脈で、次のようにロールズは言明している。「諸個人を社会的観点から見て最も必要とされている箇所と連合体に誘うことといった機能が、不平等な分配上の取り分にはある。各人は、正義感覚によって正当に統制された自己利益あるいは集団利益に基づく動機の適宜性を全員が受け入れていると想定しつつ、自らの達成目標に最もよく合致することを為すことに決める。各人の〈賃金および所得〉と〈地位に伴う特権〉とにおけるバラツキはそうした決定にありのままに影響するため、最終的な結果は効率と正義に合致する。」[*Rev.*: 277→ (邦訳) 419頁]
- 3) そのような意味合いをもたせて『政治的リベラリズム』では次のように述べられている。「協働についての公正な諸条件は相互性という着想を規定している。すなわち、協働に携わり、諸規則と手続きの要求するように自らの役割を遂行しているひとはすべて、適合した比較の基準によって評価されるようなふさわしい方法で利益を得るべきである。」[*P.L.*: 16]
- 4) ここに言う可能態としての思考の一つの表われとして、『公正としての正義・再説』中の次

の件を挙げておく。「格差原理は基本構造に適用されるものだから、それに含意される互惠性のより深い観念は、社会的諸制度は、最も恵まれない人々を含む誰の利益にもなるような場合を除いては、生まれつきの才能、初期の社会的地位、人生の途上で出合う幸運や不運といった偶然的諸事情を利用してはならないというものである。これは、そのような避けられない偶然的諸事情についての、自由で平等とみなされた市民間の公正な企てを表している。」[J.F.R.: 124→(邦訳) 218頁]

文 献

- 児島博紀 2015「ロールズのメリトクラシー批判」(『教育学研究』第82巻第1号)
- 黒崎勲 1989「公正としての正義と補償教育」(黒崎『教育と不平等』新曜社所収)
- 1995「公正としての正義と能力主義理念」(黒崎『現代日本の教育と能力主義』岩波書店所収)
- 中村雅子 1991「ロールズにおけるメリトクラシー批判の視点」((研究代表者 立川明)『アメリカ高等教育における能力観と制度変革とに関する史的研究』アメリカ教育史研究会編・発行所収)
- Parfit, Derek 1995 *The Lindley Lecture*, Department of Philosophy, University of Kansas
- Rawls, John 1971 *A Theory of Justice*, Harvard University press
- 1996 *Political Liberalism*, paperback edition, 1996, Columbia University Press
- 1999 *A Theory of Justice: Revised Edition*, Harvard University press
- (邦訳)『正義論(改訂版)』, 川本隆史ほか訳, 2010年, 紀伊國屋書店
- 1999 *The Law of Peoples*, Harvard University Press
- (邦訳)『万民の法』, 中山竜一訳, 2006年, 岩波書店
- 2001 *Justice as Fairness: A Restatement*, edited by Erin Kelly, Harvard University press
- (邦訳)『公正としての正義 再説』, 田中成明ほか訳, 2004年, 岩波書店